

北上市 ヤングケアラー支援マニュアル



北上市（健康こども部子育て世代包括支援センター）

北上市教育委員会（学校教育課）

令和5年2月（初版）

もくじ

1	はじめに-----	1
2	マニュアルの目的-----	1
3	ヤングケアラーの捉え方-----	2
4	なぜ、ヤングケアラー支援が必要なのか-----	3
5	北上市ヤングケアラー実態調査結果-----	4
6	関係者が連携して行う支援の在り方・姿勢(連携支援十か条)-----	6
7	ヤングケアラー支援のための連携体制-----	7
8	情報共有における留意点-----	10
9	ヤングケアラー支援事例(仮想事例)-----	11
10	沿革-----	13
11	改訂内容-----	13

1 はじめに

昨今、耳にすることが増えてきた「ヤングケアラー」という言葉ですが、国内においては平成30年度から全国規模でのヤングケアラーに関する実態調査が実施されているところです。

国のヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書(令和3年3月)では、中学2年生の5.7%が「お世話をしている家族はいる」と回答しています。

本市においても、令和3年度には中学校2年生を対象に、令和4年度には小学校5年生から高校3年生までを対象にアンケート調査を実施しており、令和4年度の調査結果では、中学2年生の5.4%(39人)が「お世話をしている家族はいる」と回答しており、北上市においても国の調査と同程度の水準でヤングケアラーが存在していると推察されます。

また、令和4年度からは、ヤングケアラーに関する市の相談窓口を、健康こども部子育て世代包括支援センターが担うことで、支援体制の整備を進めているところです。

子どもが家族の手伝いをする、ケアをすることの全てが問題だということではありません。しかし、家族の手伝いやケアをすることによって、子どもとして守られるべき権利(学ぶ、遊ぶ、休む等)が侵害されていたり、どこにも相談できずに抱え込んでしまっていたりする場合には、早期の介入を検討していく必要があることを、子どもに関わる全てのみなさんが、正しく理解・認識することが重要です。

2 マニュアルの目的

本マニュアルは、国が作成しているヤングケアラー支援に関する調査報告書等を基本としながら、ヤングケアラーに関わる庁内関係課、学校が支援の共通認識を図っていくことを目的として作成しました。

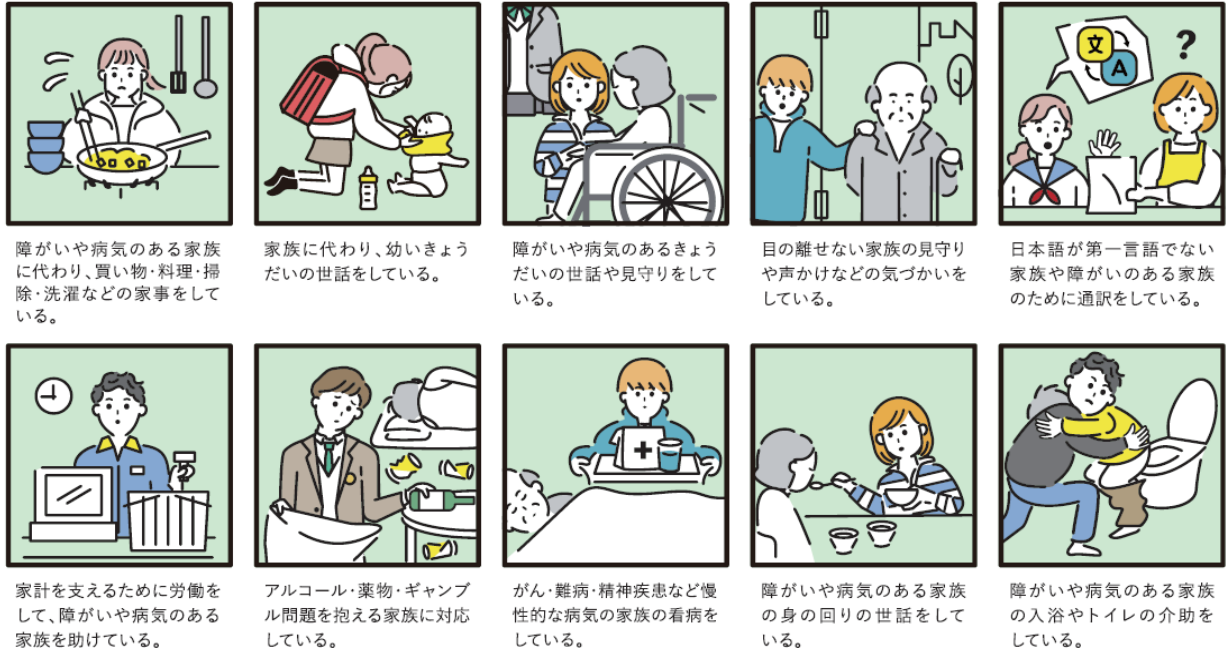
ヤングケアラー支援は始まったばかりの取組になります。今後とも、支援の事例を積み重ねながら、必要に応じてマニュアルを改訂していきます。

*このマニュアル内で「国研究」と記載している内容は、厚生労働省による令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究」、「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」(令和4年3月)から抜粋した内容です。

3 ヤングケアラーの捉え方

ヤングケアラーには法令上の定義はありませんが、このマニュアルでは、国研究におけるヤングケアラーの捉え方に合わせ、「一般に、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っていることで、負担を抱える、もしくは、子どもの権利が侵害されている可能性がある18歳未満の子ども」とします。

図1：ヤングケアラーが行っていることの例



出典：厚生労働省 「令和4年度 ヤングケアラーパンフレット」

POINT(ヤングケアラーの捉え方について)

出典：「多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究報告書」(令和4年3月)令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 有限責任監査法人トーマツ
P.71から抜粋

ヤングケアラーは児童虐待ケースと重なる部分もあるものの、延長線上に捉えるものではなく、本質的に異なるものであるという考え方に基づいている。

(中略)

当初、マニュアルの作成途中には、ヤングケアラーの捉え方を、「定義」として作成していた。しかし、「定義」と表現すると、定義に当てはまるか否かという点にとらわれてしまうことが危惧された。マニュアルでは、ヤングケアラーか否かという判断を求めているわけではないため、柔軟にヤングケアラーを捉えることができるように、「定義」という表現を使うことを避け、マニュアルにおけるヤングケアラーの「捉え方」という表現とした。




4 なぜ、ヤングケアラー支援が必要なのか

子どもには、子どもの権利条約で定められている様々な権利があります。この権利は大人へと成長するために必要な、子どもにとっての大切な権利です。この権利を侵害されている子どもについては、その子どもの権利を守るために必要な支援を行い、子どもの権利回復・権利保障に努めなければなりません。

子どもが家族の手伝いをする、ケアをすることの全てが問題だということではありません。しかし、家族の手伝いやケアをすることによって、子どもとして守られるべき権利(学ぶ、遊ぶ、休む等)が侵害されていたり、どこにも相談できずに抱え込んでしまっていたりする場合には、早期の介入を検討していく必要があることを、子どもに関わる全ての方が、正しく理解・認識することが重要です。

なお、国では1994年に子どもの権利条約を批准することで、子ども権利を守ってきましたが、2022年6月にこども基本法案が国会で可決成立し、2023年4月1日から施行される予定となっています。今後は、こども基本法により、国としての子どもの権利に関する基本方針等が定められることとなります。

図2：子どもの権利条約のうち、ヤングケアラーと関係の深い子どもの権利(抜粋)

<p>第3条 子どもにもっともよいことを</p>  <p>子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。</p>
<p>第28条 教育を受ける権利</p>  <p>子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。</p>
<p>第31条 休み、遊ぶ権利</p>  <p>子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加する権利をもっています。</p>

出典：公益財団法人日本ユニセフ協会ホームページ

5 北上市ヤングケアラー実態調査結果

子育て世代包括支援センターでは、潜在化しているヤングケアラーの存在及び実態を把握するため、令和3年度に市教育委員会学校教育課が中学2年生を対象に実施した調査を踏まえながら、令和4年度に次のとおり実態調査を行いました。

令和4年度調査において、「お世話をしている家族がいる」と回答した中学2年生39人(5.4%)は前回調査比で31人減(3.1ポイント減)であるものの、一定数のヤングケアラーが継続して存在していることから、ヤングケアラー相談の受付体制の整備、訪問による生活支援事業の検討を進めていくこととします。

また、ヤングケアラーという言葉聞いたことがある子どもについては全体の60.7%が「聞いたことがない」と回答しており、今後もヤングケアラーに関する制度や相談窓口の周知が求められます。

(1) 調査期間

令和4年10月1日から令和4年10月31日までWEB調査

(2) 調査対象者

ア) 市内小学校全17校の高学年児童(5年生、6年生)

イ) 市内中学校全9校の全学年生徒

ウ) 市内高等学校全4校の全学年生徒

(3) 調査結果

	対象者	回答者	有効回答数	無効票	回答率	有効回答率
小学校	1,603人	1,368人	1,336人	32人	85.3%	97.7%
中学校	2,537人	2,263人	2,225人	38人	89.2%	98.3%
高校	2,440人	585人	578人	7人	24.0%	98.8%
所属不明無効回答	-	35人	-	35人	-	-
全計	6,580人	4,251人	4,139人	112人	64.6%	97.4%

(4) 全国調査比でのヤングケアラーと推察される子どもの人数

		割合	人数	有効回答数
中学2年生	国	5.7%	317	5,558
	市R3調査	8.5%	70	823
	市R4調査	5.4%	39	728
中学3年生	市R4調査	3.5%	27	768

出典：厚労省調査 ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書(令和2年12月から1月調査)

市 令和3年度 教育委員会学校教育課(令和3年8月から9月調査)

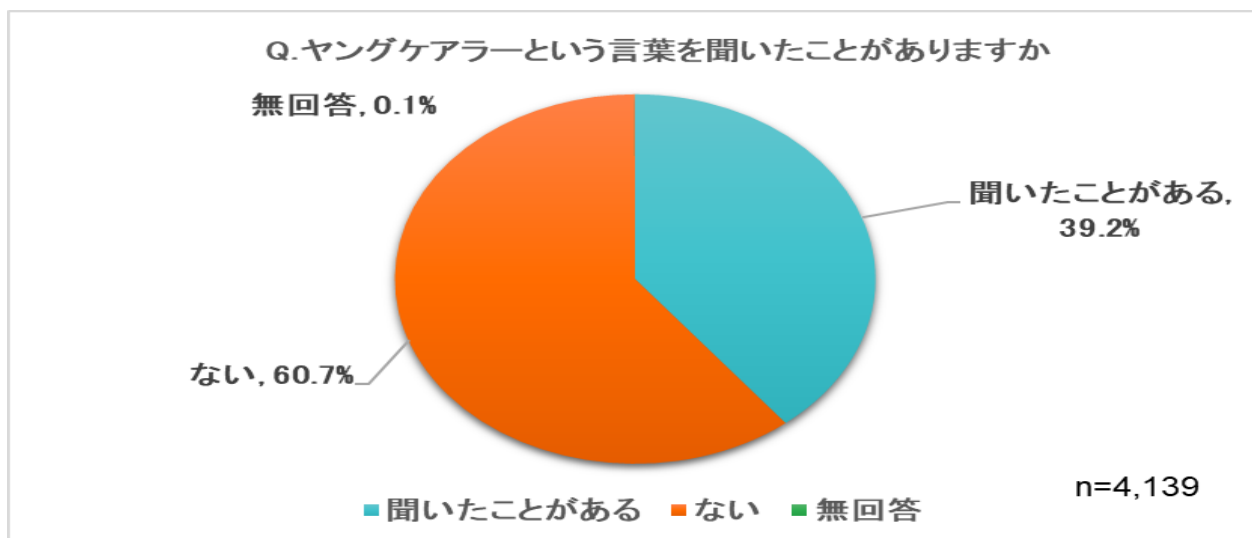
市 令和4年度 子育て世代包括支援センター(令和4年10月調査)

(4) ヤングケアラーという言葉の認知度

ヤングケアラーという言葉を知ったことがある子どもについて、中学2年生においては増加傾向にあるものの、小学校・中学校・高等学校全体において60.7%が「聞いたことがない」と回答しており、ヤングケアラーに関する制度や相談窓口の周知が今後も継続して求められるとともに、学校に対しても理解いただけるような周知活動を展開していく必要があります。

市内におけるヤングケアラーの相談窓口を設定するとともに、北上市ヤングケアラー支援マニュアルを活用し、関係機関全体での支援及び連携体制を推進していきます。

問1：ヤングケアラーという言葉を知ったことがありますか。				
	聞いたことがある	ない	無回答	総計
小学校	449人	887人	-	1,336人
中学校	973人	1,252人	-	2,225人
高等学校	202人	375人	1人	578人
総計	1,624人	2,514人	1人	4,139人



前回調査比では、中学2年生において「聞いたことがある」と回答した生徒は16.9%(139人)から36.3%(264人)と19.4ポイント(125人)増となっています。

前回調査比					
			聞いたことがある	聞いたことはない	合計
回答(割合)	R3	中2	139(16.9%)	684(83.1%)	823(100%)
	R4	中2	264(36.3%)	464(63.7%)	728(100%)
		中3	429(55.9%)	339(44.1%)	768(100%)

6 関係者が連携して行う支援の在り方・姿勢（連携支援十か条）（国研究抜粋）

ヤングケアラーが置かれている状況や認識は様々であり、それらを総合的にアセスメントしながら検討する支援内容も様々です。

ただし、「ヤングケアラーに対して何か特別・特殊な支援をしなければならない」と難しく捉える必要はありません。各機関・部署や担当者がそれぞれの所掌範囲から少し視野を広げ、それぞれの立場の中でできることは何かを考えてみるのが大切であり、既にある支援の組み合わせが求められるからこそ、複数の関連機関による連携が重要となってきます。

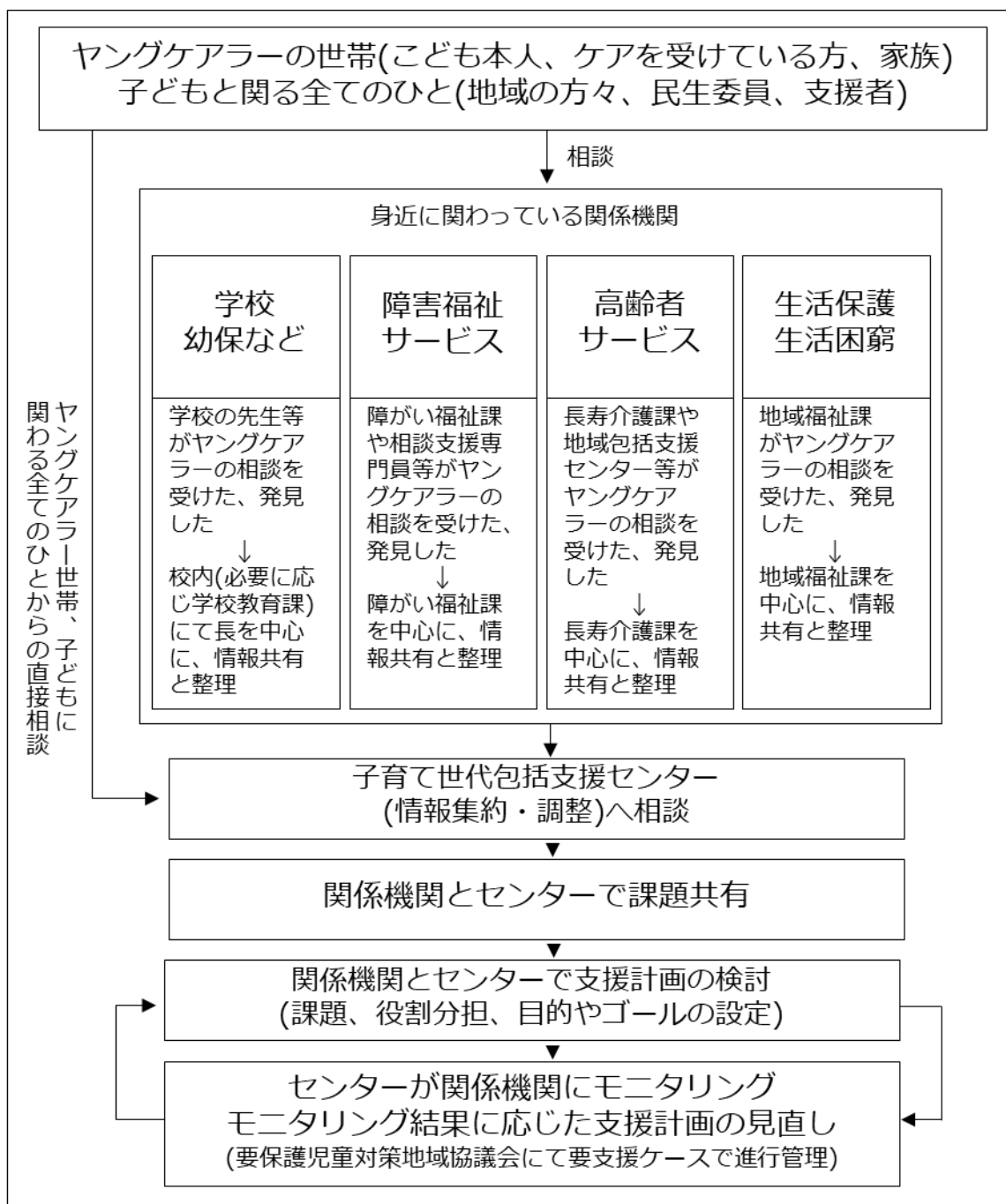
図3：連携支援十か条

- 一 ヤングケアラーが生じる背景を理解し、家族を責めることなく、家族全体が支援を必要としていることを各機関が理解すること
- 二 緊急の場合を除いて、ヤングケアラー本人抜きで性急に家庭に支援を入れようとするのはせず、本人の意思を尊重して支援を進めることが重要であることを各機関が理解すること
- 三 ヤングケアラー本人や家族の想いを第一に考え、本人や家族が希望する支援は何か、利用しやすい支援は何かを、各機関が協力して検討すること
- 四 支援開始から切れ目なく、また、ヤングケアラー本人や家族の負担になるような状況確認が重複することもなく、支援が包括的に行われることを目指すこと
- 五 支援を主体的に進める者(機関)は誰か、押しつけ合いをせずに明らかにすること
- 六 支援を進める者(機関)も連携体制において協力する者(機関)も、すべての者(機関)が問題を自分事として捉えること
- 七 各機関や職種は、それぞれの役割、専門性、視点が異なることを理解し、共通した目標に向かって協力し合うこと
- 八 既存の制度やサービスで対応できない場合においても、インフォーマルな手段を含め、あらゆる方法を模索するとともに、必要な支援や体制の構築に向けて協力すること
- 九 ヤングケアラー本人や家族が支援を望まない場合でも、意思決定のためのサポートを忘れずに本人や家族を気にかけて、寄り添うことが重要であることを各機関が理解すること
- 十 円滑に効果的に連携した支援を行う事ができるよう、日頃から顔の見える関係作りを意識すること

7 ヤングケアラー支援のための連携体制

北上市における、ヤングケアラーを支援するための関係者・関係機関の連携体制は次のとおりです。子育て世代包括支援センターが調整担当(情報集約先)とし、関係機関と共にヤングケアラー支援を実施します。

図4：支援のための連携体制



*ヤングケアラーであるかどうかに関わらず、子育て世代包括支援センターでは、安全・安心が疑われる子どもの相談を受け付けています。

図5：ヤングケアラー支援における関係機関の機能及び役割の例

	分野	役割	気付くきっかけ
1	教育 (教育委員会、学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、幼稚園等ではヤングケアラーと思われる子どもやそのきょうだいと日常的に接する機会があることから、見守りの他、外部の関係機関との情報共有等を行い、関係機関と連携して支援につなげる役割を担う。 ・学校、幼稚園等で得られた情報を他機関につなぐことや、関係機関とともにケース会議等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の健康上に問題がなさそうだが欠席が多い、不登校である ・遅刻や早退が多い ・保健室で過ごしていることが多い ・提出物が遅れがちになってきた ・持ち物がそろわなくなってきた ・服装が乱れている ・児童・生徒から相談がある
2	児童福祉 (幼稚園、保育園、認定こども園等、子育て支援課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーがケアをしている高齢者に対する支援を行うとともに、介護支援事業者と他機関とのパイプ役を担う。 ・ヤングケアラーがケアをしている高齢者に対する介護サービスの利用調整、家庭状況の把握、各機関との連絡調整を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問時や生活ノート等にケアをしていることが書かれている ・保護者が授業参観や保護者面談に来ない ・幼いきょうだいの送迎をしていることがある
3	高齢者 (長寿介護課・地域包括支援センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラー本人またはケアをしている対象者に障害がある場合の支援を行うとともに、障害福祉サービス事業所と他機関とのパイプ役を担う。 ・ヤングケアラー本人やケアをしている対象者に対する福祉サービスの利用調整、他機関と連携しての自宅訪問、各機関との連絡調整を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある ・日常の家事をしている姿を見かけることがある
4	障がい者 (障がい福祉課・障がい者相談支援事業所)	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラー本人またはケアをしている対象者に障害がある場合の支援を行うとともに、障害福祉サービス事業所と他機関とのパイプ役を担う。 ・ヤングケアラー本人やケアをしている対象者に対する福祉サービスの利用調整、他機関と連携しての自宅訪問、各機関との連絡調整を行う。 	

	分野	役割	気付くきっかけ
5	生活保護・生活 困窮 (地域福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給世帯を担当し、関連部署と連携して世帯全体を支援する役割を担う。 生活困窮世帯にいるヤングケアラーを把握しやすい立場にある。 	<ul style="list-style-type: none"> 家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある（生活保護担当職員による対応時等） 家庭訪問時や来所相談時に常に傍にいる
6	児童相談・児童 虐待 (子育て世代包括 支援センター)	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待、ヤングケアラーに関する庁内の情報集約、調整を担う。 本人、家族、地域等からの相談窓口となり、内容に応じて関係機関と連携していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関、地域、本人から児童に関する相談を受けている、過去に受けたことがある

* 国研究による役割例を参考に作成

8 情報共有における留意点

- (1) ヤングケアラーへの支援を検討するにあたり、個人情報に関係機関と共有する際の前提として、ヤングケアラー本人やその家族から同意を得ることが必要となります。
- (2) 本人やその家族から同意を得る際には、例えば、「同じことを何度も話すのは大変だと思うので、私からお伝えしてもよろしいですか。」と情報を共有することのメリットを伝えたり、情報共有先でも個人情報は守られることを伝えたりすることで安心してもらい、といった工夫が考えられます。
- (3) 本人や家族の同意が得られる場合には、事前に、多機関連携を視野に入れた包括的な同意を取っておき、この先、相談支援のために関わる機関において情報を共有することになることを説明するのが良いでしょう。
- (4) 中には、家族の同意が得られないケースもあります。このような場合であっても、児童福祉法に基づく要支援児童としての情報提供の場合は、本人の同意がなくても個人情報保護法違反にはなりません。ケースに応じて様々な対応が考えられます。

図6：本人や家族の意思を確認する際のポイント（出典：国研究）

- (1) 虐待と絡むようなやむを得ない場合を除き、あくまで本人や家族の意思を尊重する。必ずしもヤングケアラー本人はケアを止めたいと思っているわけではないため、ヤングケアラー本人や家族の想いを知る、寄り添う、見守るまなざしを向けるだけでも、ヤングケアラーやその家族の精神的負担を軽減すると考えられる。
- (2) ヤングケアラー本人や家族は、当事者同士でこれまで築いてきた関係性や、家族の中での役割がある。また、家族が子どもに家事等の負担をかけてしまっていることを申し訳なく思っている場合もある。ヤングケアラー本人や家族を責めるような言い回しにならないよう意識し、それぞれの想いやプライドを尊重する姿勢は極めて重要である。

【児童福祉法に基づく要支援児童としての情報提供】

児童福祉法第21条の10の5第1項では、関係機関が支援を要する児童を把握したときは市区町村への情報提供に努めることを規定しています。個人情報保護の例外的な取り扱いとして、「法令に基づく場合」に該当するため、本人の同意がなくても個人情報保護法違反にはなりません。

個々のケースに応じて様々な対応が考えられますが、児童福祉法に基づく情報提供の場合は、当該法令を根拠として、市子育て世代包括支援センターへの相談が可能です。

9 ヤングケアラー支援事例(仮想事例)

学校担任から支援につながったヤングケアラー

1 ヤングケアラー本人 Aさん 小学校6年生 12歳

2 家族構成

祖母 66歳 軽度の認知症あり、歩行可能、要介護認定なし

祖父 76歳 寝たきり 要介護4

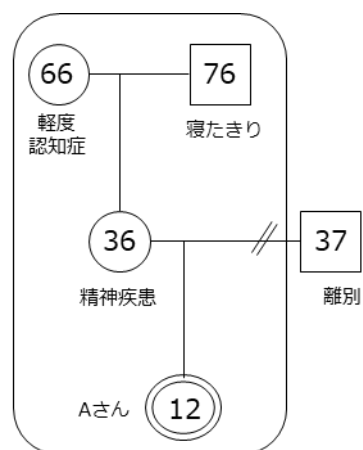
母 36歳 精神疾患あるが通院を自己中断、自宅で生活

父 37歳 離別、同居していない



3 ヤングケアラーの発見

発見した人	気づいたきっかけ
学校の担任	Aさんから担任への相談 <ul style="list-style-type: none"> ・家の家事を自分が全てやっているの、宿題ができない。 ・お母さんから「おじいちゃんを見てほしいので、今日は学校を休んで欲しい」と言われることがある。自分は学校に行きたい。



4 発見当時の支援・サービス利用状況

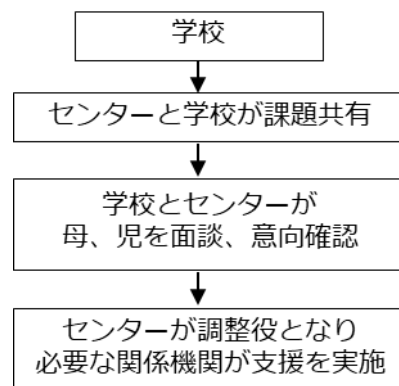
- ・祖父母共に介護保険サービスは利用していない
- ・母は通院を自己中断しており、精神疾患の治療ができていない
- ・父は離別しており、支援は見込めない

5 本人や家族の認識

- ・本人はヤングケアラーであることを認識はしていないが、誰かに家のことを相談したかった。今回、学校に相談できたことで相談先を見つけることができた。
- ・母もAさんが学校に相談していることは知っており、母自身も誰かに相談して何とかしたいと考えている。

6 支援の実施

- ・母も相談希望あり、学校から子育て世代包括支援センター(以下、センター)に相談、課題を共有
- ・学校、センター、母、Aさんで面談。母の困り感、Aさんの意向を確認
- ・祖父母は介護保険サービスを利用するために長寿介護課へセンターより引継ぎ、母については精神科通院が必要なため、障がい福祉課につなぐこととした。
- ・Aさんは継続して学校が支援していくこととした。
- ・全体の支援経過はセンターが一定期間、モニタリングを実施



母親からの相談で支援につながったヤングケアラー

1 ヤングケアラー本人 Bさん 高校1年生 16歳

2 家族構成

父 40歳 求職中 障がいはないが養育能力が低い

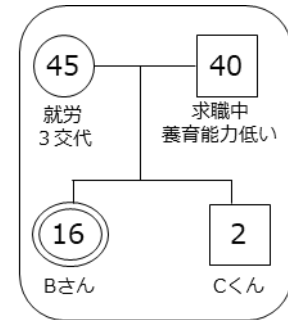
母 45歳 就労あり、ダブルワーク、夜勤あり

Cくん 2歳 幼稚園等の利用なし、発達の遅れはない



3 ヤングケアラーの発見

発見した人	気づいたきっかけ
子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・母親が保育サービスの利用相談で来庁 ・求職中の父は養育ができず、「高校生の娘に弟の育児を全て任せている、学校に行きたいと娘は話す、学校を休んで見てもらうこともある。」と窓口で話す。



4 発見当時の支援・サービス利用状況

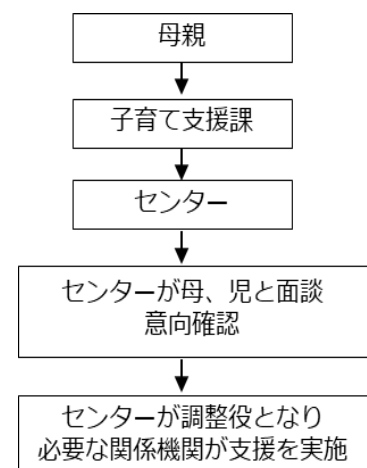
- ・母が一家の収入源であり、仕事を休むことができない。ダブルワークしており家にはほとんどいない。
- ・求職中の父は、自宅では一日中、お酒を飲んでいることが多く、最近は独り言が多い(壁に向かって話しかける等の行動があり、母も心配している)
- ・Cくん自身は発達の遅れはなく、元気に過ごしているが、保育サービスは利用していない。

5 本人や家族の認識

- ・本人はヤングケアラーであることを認識しており、高校では担任の先生に家庭の事情を相談している。
- ・母も「このままではいけない」と思っているが、仕事や父のアルコールに関すること、Cくんの育児など何から解決していけば良いのかわからない状態。「まずは市役所に相談してくるね」とBさんにも話をしてきた。

6 支援の実施

- ・母の了承の上で、子育て支援課からセンターにつないでもらい、センターが母と面談
- ・父はアルコール依存症の可能性のあることから、障がい福祉課の保健師へつなぐこととした。
- ・Cくんは保育サービスの利用をすることとし、子育て支援課から母に、利用可能なサービスを提案
- ・Bさんは継続して学校が支援していくこととした。



10 協議沿革

年月日	経過
令和3年8月～9月	市教育委員会 ヤングケアラーの実態調査 1回目 調査対象：市内中学校2年生
令和4年6月9日	庁内関係課協議において、子育て世代包括支援センターがヤングケアラーの担当部署となることを確認 (1) 教育部学校教育課 (2) 福祉部長寿介護課 (3) 福祉部障がい福祉課 (4) 福祉部地域福祉課 (5) 健康こども部子育て支援課 (6) 健康こども部子育て世代包括支援センター
令和4年9月	北上市ヤングケアラー支援マニュアル素案 関係課意見集約
令和4年10月	ヤングケアラーの実態調査 2回目 調査対象：市内小学5年生から高校3年生までの児童生徒 調査期間：令和4年10月1日から10月31日まで 調査方法：web調査 調査結果：調査対象者数 6,580名 回答者数 4,251名(回答率64.6%)
令和5年1月11日	第2回関係課協議 支援マニュアル策定
令和5年2月	北上市ヤングケアラー支援マニュアル(初版)

11 改訂内容

年月日	改訂内容
令和5年2月	初版発行